

京都市告示第436号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成28年12月7日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
醍醐経1号線	伏見区醍醐柿原300番地の2地先から	旧	メートル 164.40	メートル 2.50 ~ 7.90
	同区醍醐内ヶ井戸7番地の2地先まで	新	169.20	2.73 ~ 7.43
醍醐緯2号線	伏見区醍醐連蔵22番地の3地先から	旧	メートル 25.70	メートル 1.50 ~ 2.20
	同区醍醐狭間7番地の4地先まで	新	25.70	0.91 ~ 3.80
醍醐緯216号線	伏見区醍醐狭間7番地の4地先から	旧	メートル 122.50	メートル 9.50 ~ 15.50
	同町1番地の2地先まで	新	118.00	9.50 ~ 15.36
醍醐自歩3号線	伏見区醍醐山ヶ鼻15番地の7地先から	旧	メートル 472.30	メートル 4.00 ~ 7.40
	同区醍醐連蔵15番地の1地先まで	新	468.30	4.20 ~ 6.50

(建設局土木管理部道路明示課)